

六	五	四	三	二	一	条成省
発	方	募	發	用	振	平件十令国財
法	入	行	等	替	の法發号名	成等六第債務
行	決	方	法	及	條律行稱	十を年三の省
定			の	の	項及の及	六次七十發告
額	の	法	適	び	び根及び	年月号行示
				そ	拠記	八と二(等第

に 関 の 平 つ 定 う 額 を 値 各 に 基 機 用 ～ 成 社 九 整 二 る め 十 十 財 へ 利
 基 す た 成 い に ち 面 順 が 申 付 準 關 を 振 十 債 年 理 号 法 の 六 四 政 第 付
 づ る め 十 て 基 、 金 次 小 込 し 金 は 受 替 三 等 法 基 ～ 律 公 年 号 法 二 國
 き 法 の 六 は づ 財 額 割 さ み て 利 日 け 法 年 の 律 金 第 へ 債 度 ～ ～ 十 庫 財
 發 律 公 年 、 き 政 で い い の 行 と 本 る ～ 法 振 第 特 二 平 の に 第 昭 九 債 務
 行 第 債 度 額 發 法 一 当 も う わ の 銀 も と 律 替 六 別 条 成 發 お 四 和 回
 し 二 の に 面 行 第 兆 て の ち れ 利 行 の い 第 に 号 会 第 十 行 け 条 二 ～
 た 条 發 お 金 し 四 九 る か 利 る 回 と と う 七 関 ～ 計 一 六 の る 第 十
 利 第 行 け 額 た 条 百 ～ ら 回 入 り す し ～ 十 す 第 法 項 年 特 財 一 二
 付 一 の る で 利 第 九 そ り 札 格 る 、 の 五 る 五 へ 並 法 例 政 項 年
 国 項 特 財 千 付 一 十 の 格 發 差 ～ そ 規 号 法 条 明 び 律 等 運 及 法
 債 の 例 政 億 国 項 二 応 差 行 を の 定 ～ 律 第 治 に 第 に 嘗 び 律
 に 規 等 運 円 債 の 億 募 の 競 振 の 以 へ ～ 三 国 二 関 の 平 第
 つ 定 に 嘗 、 に 規 円 額 数 爭 替 適 下 平 項 十 債 十 す た 成 三

月 お 十 第 に 關 三
 九 里 六 五 有 五
 日 告 日 条 す 五
 示 に 第 有 十
 す 發 十 省 九
 る 行 項 令 号
 。 し の へ
 た 規 昭
 利 定 和
 付 に 五
 国 基 十
 債 づ 七
 の き 年
 發 大
 行 平 藏

券 大 臣
 へ 变 動 谷 垣
 . 働 一

（ 五年 ）

十
三

の経
払過
込利
み子

十
十
二
十

發
利發
行行
價
率格日

九
八
七

振額最払
替低込
額金
面額

(二) も係のるとしして税振が替源口泉、座徴そ簿収の中さ利のれ子口るに

$$\frac{\text{総額} \times 0.81}{100 \times 365} \times 6$$

(一) そ○しらへに直九た子年額平す額の振
む十式は のパた、以基近年、計当面成るの記替
も号に、募率、率〇下づに五発算た金十。整載法
のによ払入はセ。・「きおか行期り額六、数又の
と規り込決〇ンた九基算け月か間、百年倍は規
す定算金定バトだ七準出る超らるる各円七の記定
す出額の「をしパ金さ割の償利に月金録に
。るしに通セ下、「利れ當十還利に月
期た加知ン回控セ「た額年ま前百六額はよ
日金えをトる除ンと複入利で前に百六に、る
に額、受ととしトイ利札付のにお円日よ最振
払を次けすきたを。利の国期行けも額口
い第のたるは率控〇回結債間わるの面座
込二算者、「が除かり果のがれ利と金簿

十一で利第国い
万兆千付一債て
円九九国項整は
百百債の理、
九九に規基額
十十つ定金面
二二いに特金
億億て基別額
円円はづ会で
、き計八
額発法千
面行第億
金し五円
額た条、

十九
八七六

者入払元償償
札場利還還
參所金金期
加支額限

財務大臣から通知を受けた者
日額平成銀行額
日本銀行
三行額
一百一
円
に
つ
き
百
十
円
日

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.97}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

後第
の二
利期
子以

出利てを毎
し子、支年
たとそ払一
金しの期月
額て日と二
を、以し十
支次前、日
払の六各及
う算月支び
。式間払七
にに期月
よ属に二
りすお十
算るい日

$$\text{額面金額} \times \frac{0.81}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初期利子

す次そが金と平
る号の銀額し成すの国たは、又おた百算つに記載
期及翌行を、十る税法金額はいだ分出しだの記載
日び営休支次七こ率人額は、外てしの記載
に第業業払の年とをがに、(一)の記載
つ十日日う算一が乗適當の國取、二十を乗
い六にに。式月でじ用該算法得當金額から記録され
て号支當たに二きたを非式人す該同に払ただよ十
同じ払ただよ十る金受居にできる國債
じおうるしり日。額け住よあ者債
いへと、算をくる者りるがをじた
て以き支出支を所又算場非發る
規下は払し払控得は出合居行金にも
定、期た期除税外しに住時額額よ

二十
払込期日 平成十六年七月二十六日